

# 放課後児童クラブ保護者負担金助成事業について

## 助成の対象となる人は？

助成の対象となる人は以下のような方達です。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| ①生活保護等を受給している世帯(外国人等を含む) | 全額助成 |
| ②児童扶養手当を受給している世帯         |      |
| ③就学援助を受給している世帯           | 半額助成 |
| ④市町村民税が非課税である世帯(父母の課税状況) |      |



※月額会費で利用している世帯が対象となります。  
日額で利用をしている世帯や長期休暇のみの利用の世帯は対象外となります。

## 助成金の申請時期は？

申請は毎年度必要です。年度当初(4月)から児童クラブを利用する場合は、7月末を目途に、年度の途中から児童クラブを利用する場合は、利用開始月の翌月末を目途に申請をお願いします。(3月に利用を開始した場合のみ、3月中にお願いします。)

申請書は6月中にクラブから入会者全員に案内します。  
申請が遅くなると、助成金の支払いができない場合があります。

## 助成金はいつもらえるの？

助成金の支払いは、年2回です。  
その年度の4月～9月分を11月頃に、10月から3月分を翌年度の5月に助成する仕組みとなっています。  
保護者は一度、児童クラブへ保護者負担金を支払い、後日、市から助成金が振り込まれます。

## 注意点

※助成金の対象となるのは、保護者負担金のうちの基本利用料のみです。  
おやつ代や入会金等は対象になりません。

※保護者負担金を滞納している場合には対象となりません。また児童クラブへの納入が遅れた場合でも対象とならない場合があります。

## 【手続きの方法】

### ①保護者が市役所(又は振興局)に申請

<申請に必要な物>  
・申請書



(転入で課税状況が不明な場合には、転入前市町村が発行する非課税の証明書が必要です。)

②市役所から申請結果が届くので確認(8月下旬以降)  
対象者として認定されていれば③へ

③10月と4月(予定)に市役所から請求書が届くので、金額を確認し、間違いがなければ、請求書に氏名等を記入して提出。

(4月～9月利用分の請求書が10月に、10月から3月利用分の請求書が4月に届きます。)

④市役所にて請求書を確認し、11月頃(4～9月分)と5月頃(10月～3月分)に助成金を請求書に書かれた口座にお振込みします。